

東京歯科大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2017（平成29）年3月31日までとする。

II 総 評

一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、1890（明治23）年に設立されたわが国初の歯科医学教育機関である高山歯科医学院を前身とし、東京歯科医学院、東京歯科医学専門学校を経て、1946（昭和21）年に東京歯科大学として発足している。歯学部・歯学研究科の単科大学ではあるが、千葉県千葉市と東京都千代田区に校舎を擁しているほか、臨床実習・研究に関する附属施設として、3つの附属病院を付設している。

建学の精神である「歯科医師たる前に人間たれ」に示されているように、歯科医学および歯科医療における人本主義を理念とし、大学としては「歯学に関する専門の学術を教授研究すると共に、豊かな教養と高い人格を備えた人材を育成し、もって人類の福祉に貢献する」ことを、大学院としては「歯学及び歯学に関連する学問の領域において、理論応用を教授かつ研究し、人類福祉の増進、延いては文化の進展に寄与するとともに、優れた研究指導者及び歯科医学研究に精通した高度専門職業人としての歯科医師を養成する」ことを学則にうたっており、これらの目的は高等教育機関として適切である。また、学部・研究科いずれにおいても、建学の精神の基本理念に沿った方針を打ち出し、その方針に基づいた教育・研究を実践していることや、それらの活動を支えるべく教育設備を適切に設置し、独自に開発・構築したシステムを整備して着実に成果に結びつけている。

これらの大学および学部・研究科の理念・目的・教育目標は、『大学要覧』『大学案内』、ホームページなどに明示し、広く周知されている。しかしながら、大学院研究科における論文審査の体制や、受け入れ方針などになお改善の余地が認められるので、改善・整備を図ることが望まれる。

なお、研究科においては、2009（平成21）年度から歯科基礎系専攻と歯科臨床系専攻を歯学専攻に統合・改組し、従来の研究者養成のみならず、複合領域分野の人材養成や優れた研究能力等を備えた臨床医の養成を目指しているため、期待したい。

二 自己点検・評価の体制

1997（平成9）年に「東京歯科大学自己点検・評価委員会規程」を制定し、委員会の設置、規程および大学評価マニュアルに基づく自己点検・評価を開始した。2003（平成15）年度には同規程を改正し、9部会（教学、大学院・学術研究、教員組織、図書・学術情報、財務、施設・設備、臨床教育・診療、管理運営、事務組織）に再編・設置し、それぞれの組織ならびに分野についての自己点検・評価活動を実施し、自己点検・評価体制が確立している。

また、2002（平成14）年からは教員評価制度を導入し、これを大学の自己点検・評価につなげることにより、大学全体の質の向上を図っている。これらの自己点検・評価の結果をもとに、1997（平成9）年度と2003（平成15）年度に本協会、2004（平成16）年度には民間格付け会社による第三者評価を受け、その結果から部会ごとに改善策を検討するなど、自らの改善・向上に結びつけている。

三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

大学の理念・目的を達成するために歯学部、大学院歯学研究科、歯科医学教育開発センターならびに3研究施設を設置している。学部には、「教育・研究・診療機能の在り方に関する検討委員会」の検討結果をもとに、教養・基礎・臨床・隣接医学系の講座・研究室を整備している。大学院においても、学問分野に応じた講座・研究室を設置している。

また、歯科医学教育開発センターや口腔科学研究センター、角膜センター・アイバンク、口腔がんセンターを付設して、研究支援の充実、コア研究、プロジェクト研究の推進、大学院学生の臨床能力高揚を図るなど、学部および大学院が有機的に連携できるような体制を構築しており、貴大学の特徴として評価できる。

2 教育内容・方法

（1）教育課程等

歯学部

貴学部の目標である「人本主義」に基づき、「教養系科目」「基礎系科目」「臨床系科目」「総合科目」「診療参加型臨床実習」がバランスよく配置されている。また、「教養系科目」と「専門系科目」とを融合させた「人間生物学」などの統合カリキュラムを編成し、総合的な視野から物事を見る能力を養っている。特に、外国語教育については、「専門系科目」と関連した講義を配置するとともに、「英語ポスターコンペティション」を開催し、外国語能力の育成に努めている。その結果、「スチューデント・クリニシャン・リサーチ・プログラム」では優秀な成績を修めていることは評価できる。

東京歯科大学

そのほか、コミュニケーション能力の開発や倫理観の育成を重視し、1年次から4年次までコミュニケーション学としてさまざまな体験を通じた教育を行っている。

また、ITを活用した自主学習プログラムやデジタルコンテンツを有効に活用した教育や、統合型歯科医学教育の新たな展開として系統講義コンテンツを進化させた歯科医学教育開発センターによる統合的 e-learning プログラム教育を行っている。これらの取り組みは、学生の学習意欲の向上に効果をあげ、「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」や「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」にも採択されている。さらに、理科および数学についてのリメディアル教育、新入生学外セミナー、入学前教育を実施し、学士課程への円滑な移行に必要な導入教育を行っている。

歯学研究科

2009（平成21）年度の大学院学則改正に伴い、歯科基礎系および歯科臨床系の2専攻から歯学専攻の1専攻に統合・改組し、「歯科医学研究に精通した高度専門職業人としての歯科医師」を養成することを目的に、入学直後のオリエンテーションから医科との連携教育までを段階的に学ぶことが可能な教育課程を用意している。これに加えて研究・論文作成指導を行っており、次世代口腔保健リーダーを養成するためのカリキュラムが編成されている。

1999（平成11）年度から社会人大学院学生を受け入れ、社会人大学院学生の実態に合わせて、夕刻や土曜日にも講義、研究指導を行うなど、特別な配慮がなされているので、学則にその旨記載することが望まれる。

（2）教育方法等

歯学部

各学年の年度始めに、新入生に対しては「履修指導」が、全科目が必須となる2～5年次生に対しては「修学指導」がそれぞれ行われ、きめ細かな指導が図られている。また、生活態度や成績、出席率などをもとに学年主任、副主任による個々の学生に対する履修指導も行われている。カリキュラムはほとんどが必修であり、2003（平成15）年度から学生による授業評価が全学的に開始され、全体のヒストグラムとともに各教員に結果を配付し、全体の評価と教員個々の評価を比べることによりフィードバックを行っている。しかしながら、学生への公表が1年次を除き実施されていない。

シラバスについては、到達目標、学習方法、評価方法、年間スケジュールが周知され、ウェブページ上に掲載されるとともに、CD-ROMにも収録され学生に配布されている。しかし、成績評価基準が掲載されていないため明示する必要がある。

歯学研究科

履修指導は、入学直後のオリエンテーションおよび各年次に研究の進捗状況を確認するシステムのもとで行っている。

歯科臨床系専攻の大学院学生のコースワーク「大学院生臨床研修プログラム」を設定し、歯科基礎系専攻の大学院学生にも開放することで、関連学会の認定医や専門医資格の取得に効果をあげている。

研究指導については、初年次から段階的に研究が遂行できるように指導講座ごとに研究計画を立案・遂行し、「研究課題届」「研究展開検討会」「研究課題進捗状況報告書」によって、進捗状況をたえず把握するシステムを構築している。また、論文執筆や学会発表などの指導体制を経て、4年で学位論文が完成するようきめ細かい指導を行っているが、複数の講座が研究指導にあたる場合には、主任教授による個人的な関係で研究指導を実施しているため、講座間の連携の制度化が望まれる。

2009（平成21）年から、大学院独自のファカルティ・ディベロップメント（FD）が実施されたので、今後も継続して実施されることに期待したい。なお、授業評価を実施しているものの、一部にとどまっている。

シラバスについては、年間の講義計画、教育目標、講義の内容や項目、到達目標や修了後の展望、大学院に関する規程、「大学院生臨床研修プログラム」について詳細に記載され、明示されている。しかし、成績評価は各指導教員に一任され、成績評価基準を明示していないので、シラバス等に記載して大学院学生に明示することが望まれる。

（3）教育研究交流

歯学部

国内外での学生相互間の交流をとおして、風俗、習慣による考え方の相違点と共通点を認識させ、国際感覚を養うことにより、人類のための普遍的な歯科医療に貢献できる人材の養成を目指して、海外の7大学と姉妹校締結協定を行い、国外の大学や研究機関との交流を活発化し、研究者間および学生間の交流を推進している。学生教育については、韓国の延世大学校歯科大学との間で毎年交互に10数名の代表学生がそれぞれの大学を訪問し、参加学生に多様な異文化を体験させている。今後は、国内における教育研究交流についても充実することが望まれる。

歯学研究科

歯科医療の国際的な現状の把握と課題を認識し、世界的レベルでの口腔保健の向上を目指し、国際的視野に立った歯科医学教育を推進している。大学院学生には、国際学会への参加・発表、海外機関との共同研究、関係研究所・施設の見学等を推進し、

渡航旅費等の経費を補助している。発表内容を論文としてまとめて国際誌への投稿を義務付けた結果、毎年多くの大学院学生が海外で研究発表し、国際誌への投稿も増加している。また、大学院セミナーにおいては、国内外の講師を招聘し、専門分野の研究者と直接交流できる場を提供している。さらに、海外の7大学と姉妹校協定を締結し、その中でシンポジウムの開催、学生交流等を行い、国際的視野に立つ人材の養成、研究の推進を図っている。今後は、国内における教育研究交流を一層充実することを期待したい。

(4) 学位授与・課程修了の認定

歯学研究科

学位授与方針および基準は大学院学則や学位規程、「学位規程運用内規」や、「専攻生規程」およびその他関連取扱内規などに定め明示している。国際歯科医学情報支援研究室を設置し、国際化の推進に努め、学位論文の多くが英語で記述されている。

学位論文の「審査委員会」は3～5名の審査員からなり、論文審査、最終試験および試問により可否判定を行っている。しかし、「審査委員会」の主査は所属講座の主任教授が担当し、副査の選任は主任教授の意向を聞いて決められているので、改善が望まれる。「審査委員会」の結果は大学院研究科委員会に報告され、出席委員の3分の2以上の賛成で学位授与を認めている。また、優れた研究業績を上げた者については3年で修了できることを「大学院申し合わせ事項」に明記し、過去3年間で6名が3年次で修了している。

3 学生の受け入れ

大学の理念および目的に沿って、大学のアドミッションポリシーを策定し、入学案内や大学ガイダンス、オープンキャンパス、ホームページ等で、志願者に対して広く周知している。

歯学部では、推薦入学試験、一般入学試験、学士編入学試験を実施し、それぞれの選抜の主旨に則り、学科試験と小論文試験、面接試験を組み合わせた選抜を行っている。また、公正・公平性が確保できるよう「入試検討委員会」を中心として恒常的かつ系統的に検証を行っている。

歯学部の過去5年間における入学定員に対する入学者数比率の平均や、収容定員に対する在籍学生数比率および歯学研究科の収容定員に対する在籍学生数比率は、適正ではあるが、2006（平成18）年度に臨床研修が必修化されて以降、入学者が減少している。また、歯学研究科のアドミッションポリシーを明確に示しているとは言えないので、改善が望まれる。

4 学生生活

学生への経済的援助として、学外の奨学金のほか大学独自で、学部学生に対しては特別奨学金制度、貸与奨学金制度を設けるとともに、「父兄会貸与共済基金」による修学資金の確保と経済的支援を行っている。これら経済的支援は、学年別オリエンテーション時、あるいは募集時期に応じて適切に学生に提供している。大学院学生に対しては、学外の奨学金獲得に対する支援のほかに、大学独自に大学院学生をティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）として採用し経済的支援を行うとともに、学会参加費用等の支援を行っている。

学生の心身の健康保持・増進に関しては、毎年、定期健康診断を実施する一方、健康管理センターにおいて、学生の病気・怪我のみならず、精神的ケアを含めて、適切に配慮している。セクシュアル・ハラスメントに関しては、従来、規則に基づき委員会を設置し、相談員・防止対策員を選任して対策に取り組むとともに、相談窓口を設け、問題解決・防止に向けた体制を構築してきたが、2009（平成21）年に、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメント等についても盛り込んだ「東京歯科大学におけるハラスメントの防止等に関する規則」を制定し、その周知の徹底と予防に努めている。学生の生活面および修学状況を理解することを目的とした「学生生活実態調査」は学生生活を支援するうえで有効な手段である。就職相談・指導については、学生に対する研修歯科医師のマッチング指導、大学院等への進学指導など、学生課・教務課と6年次の主任・副主任とが連携し、きめ細かく適切に行っている。

5 研究環境

大学から講座および研究室に科目研究費が一定額支給されるほか、大学院学生、専攻生、専修科生の受け入れに応じて研究費が加算され、さらに個人に対しては学長奨励研究費や海外研修派遣旅費が設けられている。また、競争的研究資金獲得のため、事務的支援や教育研究用機器備品整備費の支援を行っており、海外研究者との共同研究のための渡航および国際学会等への教職員の参加についても、積極的に推進、支援している。国内外や企業の研究機関との共同研究が活発に行われ、発表論文の過半数が英語論文として海外に向けて発信されている。また、研究の学際化、講座・研究室横断的研究、国内外の大学などとの共同研究を活発に行っており、国内共同研究は倍増し、共同研究先は約100ヶ所になっている。口腔科学研究センターには、共用研究施設としてアイソトープ研究施設、実験動物施設、脳科学研究施設、研究機器施設が設置され、研究環境が整備されて研究者の利便性が考慮されている。

6 社会貢献

地域に開かれた大学を目指し、市民への歯・口腔・身体的健康をテーマとした「東

京歯科大学公開講演会」や「市川総合病院公開講演会」を開催し、地域市民の健康意識増進に貢献している。地域市民への公開授業や講座は開設していないが、講堂・教室・野球場などの大学施設を、地域住民や各種の団体および公共機関に可能な限り開放している。国や地方自治体等の政策形成に関しても、委員の派遣や各種委員会への講演講師の派遣など、多岐にわたり貢献が見られる。

また、コミュニケーション教育の一環として行っている「介護施設訪問実習」は、教育的観点とともに、介護施設でのボランティア活動としての社会貢献の観点からも評価できる。さらに、千葉病院、市川総合病院、水道橋病院の3附属病院は、それぞれ歯科・医科医療の中核的機関として地域医療に広く貢献している。

7 教員組織

歯学部における専任教員数は、大学設置基準に定める専任教員数を十分満たしている。さらに専任教員1人あたりの学生数も適切であり、きめ細かな教育を実践しうる教員配置がなされている。歯学研究科の教員組織は、学部を基本として構成しているため、指導教員は学部の教員が兼務して、適切な教員数を配置している。専任教員の年齢構成は、医療系大学の特殊性を反映して31～40歳代が37.7%と高い。また、学生の円滑な学修活動のために研究補助員、研究技術員、TAおよびRAを適切に配置し、人的支援体制を整備している。なお、教員の任免、昇格の基準については「教育職員選任規程」により各職位の資格基準を規定し、推薦制および公募制により採用・昇任を行っており、その手続きについては大学ポータルサイトでの閲覧を可能としている。また、2007（平成19）年度からは全教員に任期制を導入し、教員の適切な流動化を促進しうる体制を敷いている。

8 事務組織

事務組織は、教育・研究に携わる大学事務部門と病院運営・診療に携わる附属病院事務部門から構成され、事務職員は法人事務局、大学事務局、歯科医学教育開発センター、図書館、千葉病院事務部、市川総合病院事務部、水道橋病院事務部、歯科衛生士専門学校それぞれに適切に配置・整備されている。また、大学事務部門（局）は教学組織との間に連携・協力する体制が確立しており、教員および教学組織の諸活動を支援している。さらに、各附属病院事務部も学生の臨床教育の円滑な遂行を支援している。これらの事務職員を計画的に学外の研修会やセミナーへ参加させることによりスタッフ・ディベロップメント（SD）が図られ、また「職員研修運営委員会」による学内研修会も開催されているが、専門性の向上を目的とした研修会等への参加者は少なく、専門性の資質向上には課題を残している。

9 施設・設備

千葉、市川、水道橋の3つのキャンパスがあり、校地および校舎面積とも大学設置基準を上回っている。大学キャンパスには講義室、演習室、実験・実習室、研究室、図書館、附属病院、研究施設などを適切に整備している。また、老朽化しつつある校舎、病院、図書館の整備も進めているが、千葉キャンパスの校舎では一部でバリアフリー化がなされておらず、またエレベーターが設置されていない建物もある。施設のバリアフリー化に向けた取り組みが停滞しており、2012（平成24）年に計画されている校舎の移転計画の際に改善されることが望まれる。

各施設には講義用、実験・実習用の機器備品を、各附属病院には臨床教育や実習用の設備・備品、情報処理機器を備え、各講座、研究室には用途に応じた研究用機器を配備し、計画的にその更新・補充を実施している。施設の維持管理は、キャンパスごとに担当課を中心に責任体制を確立し、機械設備の保守・点検などは、所管課の下に業務委託により定期的実施している。また、総合管理室の中央監視システムや夜間・休日は宿日直、守衛体制により、24時間の安全管理・監視を実施している。機器備品等の設備・管理は、規程に基づき、管理主管課や管理責任者を設置し、ほぼ適切に運用している。

10 図書・電子媒体等

図書館は、千葉キャンパスに本館、市川総合病院と水道橋病院にそれぞれ分館が設置され、「図書委員会」の下で、計画的かつ効率的に歯学・医学および関連分野の学術専門図書・雑誌、視聴覚資料、電子ジャーナル、一般教養図書等が幅広く所蔵されている。また、貴重図書および資料は、図書館内の大学史料室などに保管している。本館には閲覧室のほか、研究者用の個室、無線LANの設置、文献検索や学術情報収集等のための情報機器も設置している。2007（平成19）年度から学術機関リポジトリによる情報発信の推進を図り、2008（平成20）年2月に正式公開を開始している。また、学内LAN整備による各キャンパスからの電子ジャーナルなどへのアクセスを可能とし、2007（平成19）年からはNAC S I S-I L Lに参加するほか、文献複写への対応や他の図書館とのネットワークも整備している。図書館の開館時間は、平日は21時、土曜日は17時までとし、最終授業終了後も図書館で学修できる環境を提供している。また、本館は同窓生や地域医療従事者にも開放している。なお、収容定員の約17%に相当する136席の閲覧座席を用意しているが、試験期間などでは不足することもあり、座席数の増加等の整備を行うとともに、自主学習室等の活用を促すことが望まれる。

1.1 管理運営

「寄附行為施行細則」に管理運営にかかわる諸機関の役割、機能分担を明確に規定しており、実質的な運営については、学則の規定に基づき、大学全体の教育、研究ならびに運営にかかわる機関として教授会を置き、「教授会規程」に従って適切に運営している。また、大学院の管理運営については、「大学院研究科委員会」「大学院運営委員会」が役割を分担し、適切に行われている。学長の選任については、「寄附行為施行細則」に記載されているものの、具体的な選任基準や職務等が明記されていない。また、学長の権限については、大学の教育、研究関連事項のみならず、附属病院、研究施設を含めた管理運営全てについて最高責任者としての権限を有し、大学としての最終的な意思決定を行っているが、その権限内容は規定されていない。

なお、教授会の事前協議機関として「学務協議会」が設けられており、大学および附属病院の教育・研究・診療活動に関する重要事項については、十分な協議を行ったうえで教授会、人事委員会および理事会等の審議議決機関に諮られている。

1.2 財務

貴大学の財務状況を見ると、人件費、医療経費が増加基調で推移しているが、収入の7割を占める医療収入や学生生徒等納付金の安定化を図ることにより、帰属収支の均衡を維持している。

財務関係比率のうち人件費比率、教育研究経費比率は「医科系一歯学部を設置する私立大学」の平均に比べ良好であり、帰属収支差額比率ならびに消費支出比率は平均をおおむね良い値で推移している。

一方、帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合は、病院関連の先行投資に伴う建設仮勘定や機器備品等の基本金組み入れにより、2003（平成15）～2004（平成16）年度に100%を若干超えたが、以降、帰属収入の漸増により徐々に改善し、2008（平成20）年度末には90%台後半となっている。また、この間建設にかかわる長期借入金の返済に傾注し、2007（平成19）年度をもって長期借入金を完済したことで、消費収支のさらなる改善、退職給与引当や減価償却引当などの要積立額に対する金融資産の充足率向上も期待される。

今後は、総合的な将来計画のもと、中長期の財政計画を策定し、医療収支をはじめ収支バランスの改善を図られたい。

なお、監事および公認会計士による監査は適切かつ客観的に行われており、監事による監査報告書では、学校法人の財産および業務執行に関する監査の状況が適切に示されている。

1.3 情報公開・説明責任

自己点検・評価結果を『点検・評価報告書』として、理事会、評議員会、教授会等に配布し、学外へは文部科学省、全国国公立歯科大学・歯学部、日本私立大学連盟加盟校、日本私立歯科大学協会、歯科医師会等の関係機関に配布するとともに、2008（平成20）年からは『点検・評価報告書』をホームページ上で公開している。また、第三者評価の結果についても、大学広報誌に掲載し、教職員、名誉教授、学生およびその保護者、他歯科大学・歯学部などに公表するとともに、ホームページ上で公開している。大学関係者（教職員・学生・保護者・卒業生）からの個人情報に関する情報公開請求に対しては、「個人情報保護方針」「個人情報保護管理規程」に従って対応しており、また、個人情報以外の情報公開請求に対しては、規程等に明文化はしていないものの、大学事務局庶務課が窓口となり対応している。

財務情報の公開については、広報誌、ホームページで行われている。広報誌『東京歯科大学広報』には概評を付した財務三表を掲載し、教職員、学生、保護者、卒業生に配布している。また、ホームページには小科目まで網羅した財務三表に加え、財産目録、監事監査報告書および事業報告書が掲載され、財務三表の解説のほか、主要科目等の構成や経年推移を図表で示すことで、より理解しやすいように工夫されている。情報公開や説明責任の履行を適切に果たそうとする姿勢は高く評価できる。

III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

一 長所として特記すべき事項

1 教育研究組織

- 1) 口腔科学研究センターにおける所属講座・研究室にとらわれない教員組織編成による継続的な研究プロジェクトは、さまざまな分野の研究者が学際的、国際的協力体制で研究することで優れた成果をあげている。さらに、口腔がんセンターを付設し、口腔がんの診断・治療水準の向上を図り、かつ、その中で有能な歯科医師の養成を図っていることは、いずれも評価できる。

2 教育内容・方法

(1) 教育課程等

- 1) 歯学部では、外国語能力の育成のためカリキュラムに「歯科医学英語」「科学英語」「歯科英語講読」を組み込み、さらなる発展を目指し、英語ポスターコンペティションを導入するなどさまざまな工夫を取り入れている。その結果、「チューデント・クリニシャン・リサーチ・プログラム」で毎年優秀な成績を修めていることは評価できる。

東京歯科大学

- 2) 歯科医学教育開発センターにおける新しい歯科医学教育法とカリキュラムが、歯学部教育内容に活用されて学生の学習意欲向上に効果をあげている。その斬新的な教育技法の創意工夫と活用によって、2005（平成17）年度に特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）および現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）に同時採択されるなど評価できる。

(2) 教育方法等

- 1) 歯学研究科において臨床系専攻に設置されている「大学院臨床研修プログラム」は高度専門臨床歯科医師および一般歯科医師の養成を目指すだけでなく、歯科基礎系専攻に対しても門戸が開かれており、履修した大学院学生のほとんどが大学院修了時まで、または修了後速やかに専門学会の認定医資格を取得していることは高く評価できる。

3 社会貢献

- 1) 県内の介護老人福祉施設・介護老人保健施設を訪問する「介護施設訪問実習」を通じた地域市民と歯学部学生の交流は、教育的観点からのみならず、社会貢献の観点からも評価できる。

4 情報公開・説明責任

- 1) 財務情報の公開については、ホームページに小科目まで網羅した計算書類とともに、解説、主要科目等の構成や経年推移を図表で示すことで、より理解しやすいように工夫されており、情報公開や説明責任の履行を適切に果たそうとする姿勢は高く評価できる。

二 助 言

1 教育内容・方法

(1) 教育方法等

- 1) 歯学部および歯学研究科における成績評価については、シラバスに成績評価基準を明示されていないので、改善が望まれる。
- 2) 歯学研究科の研究指導において、講座間の連携が行われていないので、組織的な指導が行われるよう改善が望まれる。

(2) 学位授与・課程修了の認定

- 1) 歯学研究科の学位論文審査において、所属講座の主任教授が論文審査の主査を担当しているため、論文審査を行う審査委員会の構成員など、審査の客観性お

東京歯科大学

よび公平性を高めるための改善が望まれる。

2 学生の受け入れ

- 1) 歯学研究科の学生の受け入れにおいて、アドミッションポリシーを明確に示しているとは言えないので、改善が望まれる。

3 施設・設備

- 1) 千葉キャンパスにおいては、一部の校舎でバリアフリー化が図られていないので、キャンパスの将来計画にあわせて適切に検討することが望まれる。

4 管理運営

- 1) 学長の権限内容について規定されていないので、改善が望まれる。

以 上

「東京歯科大学に対する大学評価（認証評価）結果」について

貴大学より2009（平成21）年1月14日付文書にて、2009（平成21）年度の大学評価（認証評価）について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（東京歯科大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の評価を担当する分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学評価分科会を開催し（開催日は東京歯科大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月3日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月27日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「東京歯科大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を満たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2013（平成25）年7月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は満たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

東京歯科大学資料1—東京歯科大学提出資料一覧

東京歯科大学資料2—東京歯科大学に対する大学評価のスケジュール

東京歯科大学提出資料一覧

調書

資料の種類	資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における点検・評価項目記載状況	

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	東京歯科大学 歯学部歯学科入学試験要項 東京歯科大学 大学院歯学研究科(博士課程)学生募集要項 東京歯科大学 大学院歯学研究科(博士課程)学生募集要項(社会人特別選抜)
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	東京歯科大学要覧 東京歯科大学 大学案内 東京歯科大学案内(CD-ROM版) 東京歯科大学要覧(英語版)
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	平成20年度 授業要覧(CD版) 臨床実習必携-区分および課題- 2008 キャンパスガイド 平成20年度 人間生物学第1学年講義要旨 平成20年度 総合講義(I)[総論]要旨 平成20年度 総合講義(I)[各論]要旨 平成20年度 総合講義(I)[必修]要旨 平成20年度 総合講義(I)[臨床実地]要旨 平成20年度 総合講義(I)<別冊写真集> 平成20年度 大学院授業要覧 平成20年度 大学院共通講義講義要旨
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	平成20年度 第1学年時間割表 平成20年度 第2学年・第3学年・第4学年時間割表 ※第5学年は資料3「臨床実習必携」に掲載 ※第6学年は資料4「総合講義(I)要旨」に掲載 ※大学院は資料5「大学院共通講義講義要旨」に掲載
(5) 規程集	学校法人 東京歯科大学規程集
(6) 各種規程等一覧(抜粋)	
① 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	東京歯科大学学則 東京歯科大学大学院学則 東京歯科大学試験規程 東京歯科大学学位規程 東京歯科大学学位規程運用内規 東京歯科大学大学院申し合わせ事項
② 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	東京歯科大学教授会規程 東京歯科大学口腔科学研究センター規程 東京歯科大学歯科医学教育開発センター規程 東京歯科大学口腔がんセンター規程 東京歯科大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程 東京歯科大学共同研究規程 東京歯科大学倫理委員会規則 東京歯科大学動物実験指針 東京歯科大学動物実験委員会規程 東京歯科大学個人情報管理規程 東京歯科大学における公的研究費の管理・監査ガイドライン

資料の種類	資料の名称
③ 教員人事関係規程等	<p>東京歯科大学における公益通報者の保護等に関する規程 教授会規程に定める委員会細則 教育職員選任規程 東京歯科大学における教育職員の任期に関する規程 任期制教育職員の再任時における審査基準及び手続きについての申し合わせ 嘱託者の雇用等についての申し合わせ 専門課程非常勤講師任用についての申し合わせ 非常勤講師の任用年齢に関する申し合わせ 東京歯科大学臨床教授等の称号付与に関する規程 東京歯科大学客員教員規程 学校法人東京歯科大学定年規程 東京歯科大学千葉病院における診療教員に関する申し合わせ 東京歯科大学病院レジデント規程 東京歯科大学リサーチレジデント規程 東京歯科大学市川総合病院レジデント規程 東京歯科大学歯科医師臨床研修規程 東京歯科大学千葉病院歯科医師臨床研修要項 東京歯科大学口腔科学研究センターにおけるポストドクトラル・フェロー及びリサーチ・アシスタントの任用に関する取り扱い要領 東京歯科大学口腔科学研究センターにおけるポストドクトラル・フェロー及びリサーチ・アシスタントの任用に関する申し合わせ 東京歯科大学におけるティーチング・アシスタントの任用に関する取り扱い要領 東京歯科大学におけるティーチング・アシスタントの任用に関する申し合わせ</p>
④ 学長選出・罷免関係規程	学校法人東京歯科大学寄附行為施行細則
⑤ 自己点検・評価関係規程等	東京歯科大学自己点検・評価委員会規程
⑥ ハラスメントの防止に関する規程等	東京歯科大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則
⑦ 寄附行為	学校法人東京歯科大学寄附行為
⑧ 理事会名簿	法人役員名簿
(7) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	<p>東京歯科大学資料(平成19年度) 東京歯科大学資料概要(平成19年度) 「学生による授業評価」のためのアンケート(評価表)</p>
(8) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	<p>東京歯科大学千葉病院案内 東京歯科大学市川総合病院案内 東京歯科大学水道橋病院案内</p>
(9) 図書館利用ガイド等	<p>東京歯科大学図書館利用案内 東京歯科大学学術機関リポジトリ</p>
(10) ハラスメント防止に関するパンフレット	セクシュアル・ハラスメントのない快適なキャンパスにするために
(11) 就職指導に関するパンフレット	—
(12) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	—
(13) その他	<p>東京歯科大学 平成20年度教育ワークショップ報告書 第23回東京歯科大学カリキュラム研修ワークショップ報告書 歯科学報 The Bulletin of TOKYO DENTAL COLLEGE 教養系研究紀要 東京歯科大学広報</p>
(14) 財務関係書類	<p>財務計算書類(平成15年度～平成20年度)(各種内訳表、明細表を含む) 監事の監査報告書(平成15年度～平成20年度) 公認会計士または監査法人の監査報告書(平成15年度～平成20年度) 財務状況公開に関する資料((広報誌)『東京歯科大学広報』) 財務状況公開に関する資料(東京歯科大学ホームページURLおよび写し)</p>

資料の種類	資料の名称
(15) 寄附行為	学校法人東京歯科大学寄附行為

東京歯科大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2009年	1月14日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3月3日	第8回大学評価委員会の開催（平成21年度大学評価における評価組織体制の確認）
	3月12日	臨時理事会の開催（平成21年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4月10日	第9回大学評価委員会の開催（平成21年度大学評価のスケジュールの確認）
	4月24日	第1回大学財務評価分科会の開催
	5月18日	評価者研修セミナーの開催（平成21年度の評価の概要ならび
	～20日	に主査・委員が行う作業の説明）
	28日	
	～29日	
	5月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	～7月上旬	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月3日	第2回大学財務評価分科会の開催
	～4日	
	9月3日	大学評価分科会第25群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	10月27日	千葉校舎実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終版）の作成
	11月18日	第3回大学財務評価分科会の開催
	～19日	
	11月25日	第4回大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	～26日	
	12月12日	第10回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	～13日	
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2010年	2月3日	第4回大学財務評価分科会の開催
	2月11日	第11回大学評価委員会の開催（大学から提示された意見を参

- ～12日 考に「評価結果」（委員会案）を修正し、「評価結果」（最終案）を作成)
- 2月19日 第456回理事会の開催（「評価結果」（最終案）を評議員会に上程することの了承)
- 3月12日 第103回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認)